

南城市立知念中学校

いじめ防止基本方針

令和2年4月改訂

第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

1 基本方針策定の意義、基本理念、いじめの定義

(1) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（以下省略）

(2) 基本理念

いじめは、全ての生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(3) 「いじめ」の判断

○ 「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ。	
○ いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な態様があることに鑑み、それだけに限定しない。 例① いじめられていても、本人がそれを否定する場合。 例② ネット上で悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○ けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判定する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。
○ いじめの認知は、生徒指導委員会組織を活用しておこなう。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

☆ 具体的ないじめの態様（例）

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- ⑨性的いたずらをされる

犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

第2 いじめの防止等のための対策

1 いじめの防止等のために学校が実施する施策

(1) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

- ① 構成員（柔軟に対応）【必要に応じて、外部専門家を活用】
校長、教頭、生徒指導主任、学年生徒指導係、養護教諭、学年主任、担任（教務主任、スクールカウンセラー）
- ② 組織の役割
 - ・ 未然防止の取組
 - ・ いじめの相談・通報を受けつける窓口（電話相談窓口の周知等を含む）
 - ・ いじめの疑い、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・ 年間計画の作成・実行・検証・修正（PDCAサイクル）
 - ・ 教職員の共通理解と意識啓発（校内研修の企画・実施）
 - ・ 生徒や保護者・地域への情報発信と意識啓発（HP掲載、入学式、始業式等での生徒・保護者への周知）
 - ・ 定期及び緊急アンケート・面談・聴取等の実施
 - ・ いじめの認定
 - ・ いじめの被害生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施
 - ・ 重大事態への対応

(2) 学校におけるいじめ防止等に関する措置

- ① いじめの防止のための取組
 - ・ 生徒・保護者に対して、本組織の存在及び活動を容易に認識させる取組。
- ② 早期発見のための取組（※ 些細な事案でも取り上げる。）
 - ・ 出席簿を検証する（2日以上連續で欠席している生徒の状況・事由確認）
 - ・ アンケート調査を実施する。
 - ・ 学校いじめ対策組織が「相談窓口であること」、「いじめられた生徒を徹底的に守り通すこと」を生徒に認識されるようにする。
 - ・ 報告・通報・情報共有・記録の徹底
(発見者→学年主任→教頭→校内いじめ対策委員会)
- ※ 情報共有すべき内容：いつ、どこで、誰が、何を、どのように等。

③ いじめ事案への適切な対処の在り方

- ・ 被害者の立場に立って進める。
- ・ 迅速に詳細を確認する。
- ・ いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するわけではない。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに謝罪し良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導する。

※ これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報共有する。

被害者への対応

- ・ 被害者（知らせた者を含む）の安全を確保する。
- ・ 被害者を徹底的に守り通す。
- ・ 信頼できる人（友人、教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添う体制をつくる。

被害保護者への対応

- ・ 窓口を一本化し、教職員間で情報共有を行ったのち、丁寧な説明・対応を心がける。
- ・ つながりのある教職員を中心に、家庭訪問を行い、事実関係を伝えると共に協力・連携体制を整える。

加害者への対応（支援を含む）

- ・ 事情を確認
- ・ いじめは人格を傷つける（生命、身体または財産を脅かす）行為であることを認識させ、自らの責任を自覚させる。
- ・ カウンセリング、教育相談等を行い、本人の問題解決及び成長のための支援を行う。必要なときは関係機関との連携を行う。
- ・ 事案によっては、出席停止や警察との連携も含め、毅然とした態度で対応する。

いじめをはやし立てる児童生徒への対応

- ・ 自分の問題として考えさせ、いじめを受けている生徒の苦しみを理解させ、いじめは絶対に許されない行為であることに気づかせ、日頃から人権意識を育む。

★ 関係機関との連携

- ・ 犯罪行為、又は生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。
※ 教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上
- ・ その他、状況に応じて、児童相談所、医療機関等に相談を行う。

⑤ 教育相談体制

【対応者、面談、具体的な流れ等を学校の実情に合わせてフローチャート等を作成しマニュアル化】

⑥ 生徒指導体制

【誰が、どのタイミングで、どのような指導を行うかを学校の実情に合わせてフローチャート等を作成しマニュアル化】

⑦ 校内研修

【事案対処に関する教職員の資質能力向上を図るため】

年間計画

一 学 期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校いじめ防止基本方針読み合わせ（全職員） ・ 入学式・始業式等年度当初行事における、生徒及び保護者への周知 ・ 校内研修（全職員） ・ Q-Uテストの実施 ・ ネット犯罪防止教室開催 ・ 教育相談旬間 ・ 每月のアンケート調査実施（生徒対象） ・ アンケートの集約、検証、組織的対応の確認 ・ 三者面談の実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月のアンケート調査実施（生徒対象） ・ 人権教室開催 ・ 教育相談旬間 ・ Q-Uテストの実施
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 每月のアンケート調査実施（生徒対象） ・ 教育相談旬間 ・ 学校いじめ防止基本方針の見直し ・ 学校いじめ防止基本方針改訂→次年度へ引き継ぎ→HP掲載

2 重大事態への対処

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（以下省略）

【いじめ防止対策推進法】

(1) 発生報告

① 教育委員会へ報告

※ 重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄所へも援助要請

(2) 重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

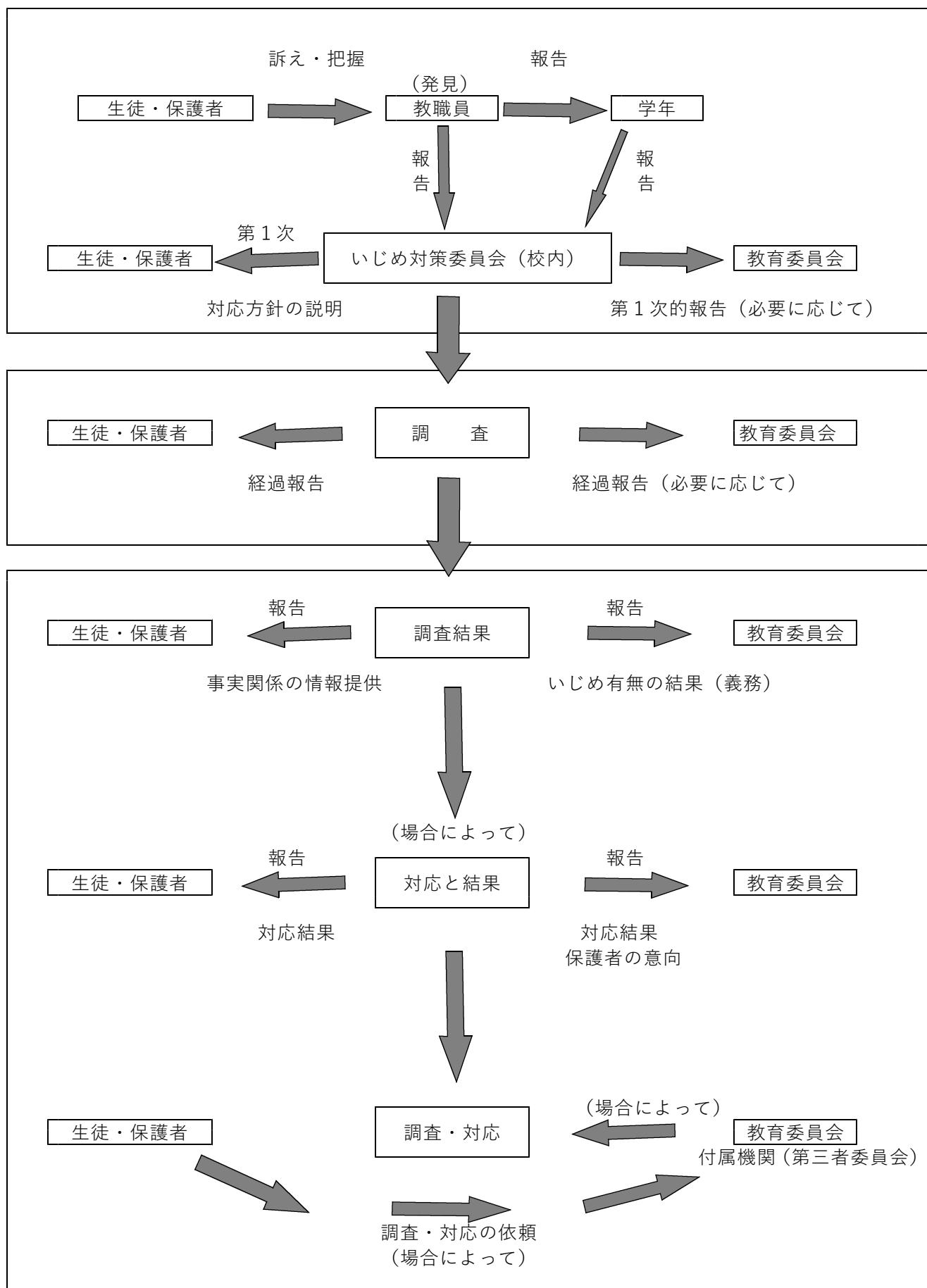
- ① アンケート実施
 - ・ 実施前に、内容について被害保護者へ承諾を得る
 - ・ アンケート対象は状況に合わせて決定（クラス、学年、部活動等）
 - ② 面談実施
 - ・ 教員、被害本人、加害本人、周囲の生徒、部活動の生徒等
 - ・ 生徒への面談は、毎回複数名で聞き取りを行う
- (3) 調査結果の情報提供及び報告
- ① 被害生徒・保護者への報告
 - ② 教育委員会を通して首長への報告
- ※ ①の報告後、希望がある場合は被害生徒・保護者の所見を記載した文書を添付

3 本校の現状と課題

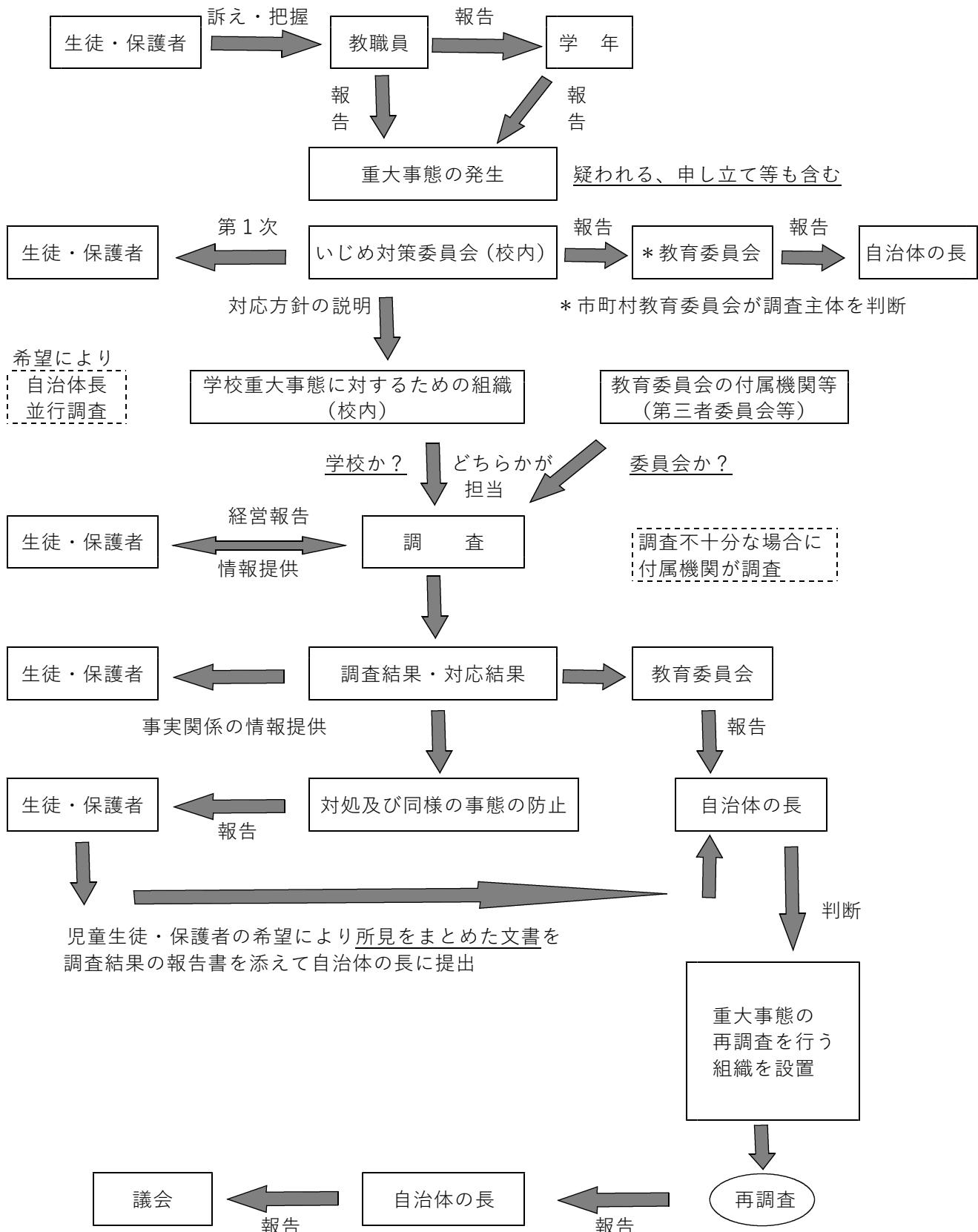
1 幼1小1中と、10年間同じ仲間同じ学校で過ごすことによる善し悪しがある。気心が知れていることで、相手を思いやる気持ちや仲間意識は強い。とても優しい。そのため、気になる生徒への気遣いや自然に仲間にに入れることができ、共生することの大切さは理解できているようだ。一方で、小学校までの優位性はなかなかぬぐいきれず、いつの間にか序列ができてしまっている。また、慣れ親しんでいるが故に「親しき仲にも礼儀あり」の気持ちとは裏腹に、言葉遣いや接し方によるトラブルもあったりする。慣れ親しんだ仲だからという気持ちで片付ける生徒同士もいる。

課題解決のためには、個々のよさの発揮を促し、自尊感情を高め、社会性を身に付けさせていきたい。

「いじめ防止対策推進法」第23条いじめに対する措置
[いじめ発生時の通常対応等のフロー図]



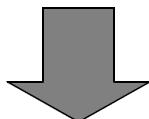
「いじめ防止対策推進法」第28条重大事態への対処
[重大事態発生の事案対処等のフロー図]



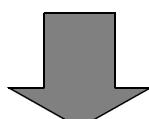
※「再調査」を行う場合、首長で第三者委員会を設立し、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定される。

[重大事態発生の事案対処等のフロー図]

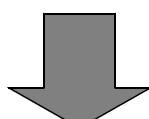
① 学校は、いじめ等が発生した場合、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、校内に調査委員会（校内生徒指導委員会等で併用）を設置し、対応します。



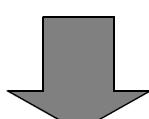
② 重大事態に該当する場合、当該教育委員会に報告し、連携を通して指導助言を受けます。学校は進捗状況等を被害生徒、その保護者へ情報提供を行います。



③ 当該教育委員会は、内容を確認し、自治体の長へ報告する。それと同時に、その重大事態が委員会対応が望ましい場合、当該教育委員会に第三者委員会を設置します。第三者委員会では、職員、被害生徒、その保護者、関係者等から聞き取り調査等を行い、調査結果を含めた報告書等を作成します。



④ 当該教育委員会は、第三者委員会からの調査結果を受けて、同様な事態の防止対策を行います。また、その調査結果は自治体の長にも報告されます。そのとき、被害生徒やその保護者からの所見をまとめた文書を調査結果の報告書に添えて自治体の長に提出できます。



⑤ 自治体の長は、被害生徒やその保護者からの再調査の依頼があれば、自治体の長の部局に再調査期間を設けて、再調査を行うことができます。再調査は、自治体の長の判断で行います。その場、学校（いじめ対策委員会）と教育委員会（第三者委員会）の調査結果の調査に限定されます。